

2020（令和2）年 4月24日

東京都知事
小池 百合子 様

立憲民主党東京都連合

会 長 長 妻
政務調査会長 山 花
自治体議員連絡会会長 西 沢
自治体議員連絡会会長代理 川 名

郁
圭
雄



新型コロナウイルス感染症対策への要請

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う安倍内閣の「緊急事態宣言」を受け、東京都においては、事業者への営業自粛要請など、さらに踏み込んだ対策を講じている。

私たちも、安倍政権の不十分な対応については、引き続き、正していく決意だが、人口が集積し、感染が拡大している首都・東京の取り組みについても、不安や懸念の声が聞かれている。

とりわけ私たちは、日常の暮らしや働く現場の声を立脚点としたボトムアップの政治を標榜しており、立憲民主党東京都連合に所属する区市町村の議員からも、草の根の声を踏まえた多様な要望があがっている。

そこで、立憲民主党東京都連合として、当面の課題として、東京都に対して、下記の通り要請する。

記

○情報発信、感染防止

- 1 小池知事の情報発信にあつては、都民に誤解を与えないよう、明確・適切な情報発信に努めること。
- 2 障がい者や外国人への情報が行き渡るよう方策を用意すること。
- 3 さまざまな理由で情報が届かない人もいるのでwebサイトだけではなく、紙媒体を活用して、わかりやすく、正確な情報を都民全員に届けること。
- 4 都のHPによる情報発信についても、必要な情報が都民に確実に届くよう、更なる工夫をすること。また、国が明らかにしている妊娠中の方への対策や不妊治療女性への対応をリンク先を明示するなど、必要な情報がその対象者に届くよう、さらなる周知に努めること。
- 5 情報・公表内容の周知徹底、特に、区市町村間の格差が都民の不安、不信を高めないように注意喚起、徹底を図ること。
- 6 感染防止に向けて、多くの企業がテレワークを推進する一方で、客観的に合理性がないのに出勤を強いられるケースが報告されている。その対象の多くは、立場の弱い非正規・女性従業員であるようだ。現下の状況では、出勤を強いること自体が「パワハラ」になりうるとの認識のもと、東京労働局と連携し、「強制出勤」の実態把握に努めるとともに、事業者への啓発に努めること。
- 7 「次亜塩素酸水」など、新型コロナウイルスへの効果があると言われているものの検証を行うとともに、消費者に対する正しい知識の普及・啓発に取り組むこと。

○相談体制・検査体制の充実、宿泊施設の確保

- 1 都では、様々なコールセンターが設置されているが、通じないと言った声や対応が十分ではないとの声もある。コールセンターを充実するとともに、コールセンター充実のために、失業した人を活用できるよう検討すること。
- 2 立川市では、相談窓口を開設し、土日も対応しており、相談件数は増えるばかりである。一方で、立川保健所は、土日が休みとなっていることから、保健所機能の体制強化を図ること。
- 3 必要な人が全員検査を受けられるよう、都としてPCR検査を増やすこと。また、各自治体から送られる検体数を日ごとにかつ速やかに公開すること。
- 4 医療、介護従事者のPCR検査は、感染を患者や関係者へ拡大させないためにも、早急に行うこと。
- 5 各区市町村が発熱外来を設置できるよう都が率先して支援すること。自治体の医師会と連携して相談、外来受付により感染者の症状により、適正に振り分けていく手法を早急に整えること。また、杉並方式のように陽性患者の受け入れのための病床確保の取り組みに支援すること。
- 6 医療崩壊を招くことのないよう陽性患者の宿泊施設を拡充すること。
- 7 陽性者のペット預かり体制について、飼い主からはペットを預かって欲しいという要望があるが、飼い主が陽性の場合、ペットの洗浄や14日間の隔離、あるいは搬送の問題などもあり、簡単には預かってもらえない。陽性者が病院・ホテルに隔離されるまでにペットの預け先を選択できるよう確保するなど、対応を講じること。
- 8 震災や大規模水害等、災害時の避難所・自主避難施設等の感染症対策を強化すること。

○医療・介護・福祉施設等への支援

- 1 新型コロナウイルス感染症患者への治療に携わる医療従事者に対し、新たに創設する特殊勤務手当を支給する医療機関への支援について、さらに拡充すること。
- 2 訪問看護ステーションをはじめとする介護支援施設や医療機関などが、感染防止資機材（マスクや消毒液、ガウンや手袋など）を適切に確保できるよう、都として、確保し、各事業所の状況を把握しながら、実態に合った対応を早急を実施すること。
- 3 訪問看護ステーションについても、医療同様に電話での対応による診療を認めること。事業所が全部閉鎖となってしまう、訪問できないとなると、利用者の重度化が問題となる。精神疾患においては服薬管理のチェックや健康状態の確認等で精神的に落ち着き、悪化を防ぐことにもなる。地域医療の崩壊を招く前の対応として整備をすること。
- 4 事業者向けのガイドラインを作成すること。
 - (1) 診療所等における感染症発生時の対応（休止期間、利用者への公表方法等）ガイドラインを早急に作成すること。
 - (2) 現場の保健所の指導を徹底させるためにも、ガイドラインを作成すること。
- 5 認可外保育所の休園自粛に対して補助すること。
- 6 児童クラブの負担軽減策として、指導員が適切に休みが取れるよう体制を支援するとともに、在宅保育に協力する世帯への保育料の軽減措置等を都として検討すること。また、休館中の図書館や公民館など他の部署からの応援体制を組もうとする区市町村の取り組み支援を検討すること。

○困難な状況にある人たちへの支援

- 1 ひとり暮らし高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭等の実態把握とアウトリーチ型の支援を拡充すること。
- 2 情報弱者へのアウトリーチを進め、困りごとを聴き取り、解消・解決へとつなげること。特に障がい者や、難病・慢性疾患の方たちの中には、医療機関を普段通りに利用できなくなっていたり、消毒用アルコールの不足等で極度の不安に陥っている方もいる。知的障がい等によって事態が正確に把握できていない方もあると聞く。電話での聴き取りなど、長期化する事態を見据え、丁寧に寄り添うよう対応を図ること。
- 3 障がい者や高齢者等の買物が難しい人々への支援を強化すること。（新型コロナウイルス感染の恐れがあるため、医療的ケア児や肢体不自由児を買物に連れて行く訳にもいかず、自宅に残しておくわけにもいかないという声がある。）
- 4 デイサービスの休止や利用停止等で介護者への負担が増加している。家庭で高齢者・障がい者の介護をする者への支援強化をすること。
- 5 児童養護施設の出身学生等は、アルバイト収入がなくなり、生活維持が困難になっている。実態を把握するとともに、支援策を講じること。
- 6 学生の中には、「奨学金+アルバイト」で生計を立てる者もいる。世帯収入が減れば制度を利用していない学生は奨学金を利用できるようになったが、既に奨学金を利用している学生は利用できない。「緊急小口貸付」を利用できるようにしたことだが、貸付けでは、さらなる借金を負うことになる。奨学金とアルバイトで生計を立てている学生に対して「借金」ではない都独自の支援を行うこと。
- 7 ネットカフェをはじめ、風俗営業店の寮など、さまざまな施設で寝泊まりし、住まいに困窮している人たちに、宿泊先の確保などの緊急対策を講じること。
- 8 生活困窮世帯への更なる支援として、休園や休校、テレワーク等により生活費が急増している家庭や失職者等へ支援するとともに、フードバンクや支援団体との連携強化を行うこと。
- 9 外出自粛要請により在宅時間が長くなり、DVやデートDV、児童虐待などの増加が懸念されている。逃げて良い、受け入れる場所があることをメッセージで強くわかりやすく発すること。また、オンラインでの対応やアウトリーチなど、相談事業の更なる拡充を図ること。
- 10 子どもを狙った犯罪や、補償金やコロナに効く食品等詐欺等の増加が想定される。犯罪の未然防止策を強化すること。
- 11 ひとり親世帯は、困窮の度合いが増しており、児童育成手当の上乗せ支給等の支援を行うこと。また、保育園の休園を誘導するためにも、乳幼児のいるひとり親家庭に対して手厚く上乗せすること。
- 12 ひとり親世帯の親が罹患した場合の子どもの預け先の確保やファミサポの登録をオンラインで行えるようにするなど、支援策を講じること。
- 13 感染した場合のリスクが高い妊娠中の方が安心して休める環境整備の拡充（職場、預け先等）に取り組むこと。
- 14 「里帰り出産」拒否問題に対応するため、関係機関が連携して分娩数を把握するとともに、都内妊婦の出産受け入れ態勢を強化すること。また、新たな出産施設を妊婦本人が探さなくても済むよう、妊婦検診を受けている施設における出産施設の紹

介を徹底すること。さらに、そのような対応が取られなかった場合等の相談窓口の設置や出産後の対応など、さまざまな不安に対応できる相談窓口（電話・SNS・ラインなど）の強化に努めること。

○学校教育等への支援

- 1 GWでの感染症収束が危ぶまれる中、区市町村間で教育の格差が生じることのないよう、また、都だけが学習が遅くなることのないようオンライン学習の導入を支援すること。
 - (1) 都として一定の考え方やパッケージを示すこと。ICT活用による学習提供には課題も多いが、都公式YouTubeチャンネルをはじめとするSNSをそ活用して、早期に取り組むこと。
 - (2) オンライン導入に当たっては、一定のスキルを持った人が自治体に等しく指導できるよう支援すること。
 - (3) 授業内容を切り出し、オンラインと課題と分散登校を組み合わせながら学習が進むよう取り組むこと。
 - (4) オンライン教育実施可能となる時点までの児童生徒の在宅学習を支える方策を拡充すること。
 - (5) 新入生へのフォローをすること。
- 2 家庭での肢体不自由児の教育について支援すること。
- 3 養育困難家庭等に対する食事の供給に取り組むこと。
 - (1) 給食を工夫をして希望者へ提供する自治体の取り組みが広がるよう都として支援すること。
 - (2) 地域の雇用を守るという意味でも、給食の再開を検討すること。
 - (3) 就学援助を受けている家庭の負担が長引くことは避けるべきであり、給食の再開が困難であれば、就学援助分を支給すること。
 - (4) 就学援助家庭に対する給食代相当分の支給を実施すること。

○事業者等への経済的支援

- 1 休業補償を拡充するとともに、ネットでの申請など、申請の簡素化、早期支給を国に対して働きかけること。
- 2 中小企業支援策として融資以外の方策も用意すること。
- 3 感染拡大防止協力金については、より幅広い事業者が対象となるよう取り組むとともに、速やかに支給を開始すること。また、支援のさらなる拡充に向けて、検討するとともに、国に対して支援策を要望すること。
- 4 他都市で家賃補助を実施しているところもあり、個人法人問わず家賃補助の実施を検討すること。
- 5 水道料金をはじめ公共料金の減額等について検討すること。
- 6 文化芸術の担い手（オペラ歌手、楽団員、劇団員、古典芸能など）の経済的困窮が深刻であり、仕事を続けられるよう、特別の補助を検討すること。彼らは、2月時点からキャンセルによって深刻な影響を受けており、事業継続が困難になっている。世界に誇る文化芸術の発信基地・東京都として、特別な援助を検討すること。

以上